＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和６年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.9.30	R6.10.11	審査手続中止申出書の電子データによる提出を受け付けないという都人事委員会の対応の正当性の説明根拠となるすべての公文書（規程・手引きなど） なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規程が分かるような方式で開示すること。						1										東京都情報公開条例第１０条に該当 １の開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、特定個人に関わる事実の有無を開示することになるものであり、このことは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる（東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第７条第２号に該当。）。 このことは、条例第１０条に規定する「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当する。	人事委員会事務局 任用公平部 審査課
2																				
3																				